

京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第27号）（保健福祉局医療衛生推進室健康安全課）

京都市衛生環境研究所（以下「研究所」という。）の位置を変更し、研究所のうち京都市中央卸売市場（以下「市場」という。）に関連する業務に係る部分の休所日が市場が休場している日であることを明確化する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 研究所の位置

改正前	改正後
京都市中京区壬生東高田町1番地の20	京都市伏見区村上町395番地

2 開所時間及び休所日（別表第1）

		改正前		改正後	
区分		開所時間	休所日	開所時間	休所日
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	中央卸売市場第一市場 業務に係る部分	午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午まで	中央卸売市場第一市場の休場日である日	午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から正午まで	中央卸売市場第一市場が休場している日
3	中央卸売市場第二市場 業務に係る部分	午前8時30分から午後5時まで。ただし、水曜日は、午前8時30分から正午まで	中央卸売市場第二市場の休場日である日	午前8時30分から午後5時まで	中央卸売市場第二市場が休場している日

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第27号

京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例

京都市衛生環境研究所条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市中京区壬生東高田町1番地の20」を「京都市伏見区村上町395番地」に改める。

別表第1 2の項中「の休場日である」を「が休場している」に改め、同表3の項中「。ただし、水曜日は、午前8時30分から正午まで」を削り、「の休場日である」を「が休場している」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進健康安全課)